

第21回 農業委員会総会議事録

平成31年3月22日開会

中標津町農業委員会

平成31年3月22日、第21回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

1番	長谷川	孝	二
2番	田中	洋	希
3番	竹村		聡
4番	武田	健	治
5番	田中	世	一
6番	瀧本	和	男
7番	須崎		智
8番	上原	房	子
9番	和泉	光	広
10番	後藤	田宏	幸
11番	高橋	正	一
12番	赤波	江信	二
13番	國光	達	男
14番	小林		亨
15番	中村	正	生
16番	笠原	康	博
17番	氏家	康	夫
18番	本田	信	幸

附議した案件

- (イ) 議案第 1 1 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による解約通知について
- (ロ) 議案第 1 1 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- (ハ) 議案第 1 1 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- (ニ) 議案第 1 1 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- (ホ) 議案第 1 1 5 号 現況証明願いについて
- (ヘ) 議案第 1 1 6 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- (ト) 議案第 1 1 7 号 平成 3 1 年度中標津町農地移動適正化あっせん価格について
- (チ) 議案第 1 1 8 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による農業委員会が定める別段の面積（下限面積）について
- (リ) 議案第 1 1 9 号 農地法第 4 条の規定による農地転用許可後の事業計画変更承認について
- (ヌ) 報告第 5 8 号 農地法第 5 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について
- (ル) 報告第 5 9 号 農地委員会開催報告について
- (ヲ) 報告第 6 0 号 農政委員会開催報告について
- (ワ) 報告第 6 1 号 農地法第 4 条の規定による許可の取消について

本日出席した職員

事務局長	吉川裕二
庶務係長	桐島秀一
農地係長	葛西利光
係	本田文子

(開会 13時30分)

- 議長 定刻になりました。
ただいまの出席委員は 18 名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から、第 2 1 回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。
日程 1 「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。
会議規則第 2 4 条第 2 項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。
1 4 番、小林 亨 委員。
1 5 番、中村 正生 委員。
以上、2 名を指名致します。
日程 2 「会務報告」を事務局長から報告致します。

- 事務局長 2 月 2 6 日の総会以降につきまして、会務報告をいたします。
項目につきましては、お配りの資料をご覧いただきたいと存じます。

はじめに、中標津町議会定例会が3月4日から14日の日程で開催され、本会議の4日、5日と14日に会長が出席しております。

次に、3月8日から10日の日程で中標津町農業後継者対策協議会主催によります冬季交流会を、農業青年7名と道内外から女性7名の参加により開催し、初日の開会式に会長が出席しております。女性には、計根別本田牧場のご協力により、哺乳体験や搾乳作業の見学を行い、また、畜産食品加工研修センターではソーセージ作りを体験するなど、農業を実感していただきました。

初日終了後に、札幌からの女性参加者1名が体調不良のため緊急入院するアクシデントがありましたが、3日間農業青年との交流により3組がマッチングし、今後交際に発展することが期待されているところでございます。

次に、3月11日中標津町農業後継者対策協議会主催によります「平成30年度フレッシュミズのつどい」をウェディングプラザ寿宴にて開催し、開会式に会長が出席しております。後継者へ嫁いで10年目までと新規就農者の奥様を対象としまして今回は14名と多くの参加がありました。午前中は、戸田保健師による冷え解消のための代謝促進ストレッチ教室午後からは昼食を兼ねた懇親会により親交を深めたところであります。

最後に、3月19日第86回北海道農業会議総会及び平成30年度市町村農業委員会、会長・事務局長特別研修会が札幌市において開催され、それぞれ会長が出席しております。以上で会務報告を終わります。

議 長

以上で、会務報告を終わります。

日程3、議案第111号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程致します。内容を事務局から説明願います。

(挙手あり) 農地係長

農地係長

上程になりました議案第111号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」(1)から(3)について、事務局よりご説明申し上げます。

議案の3ページをお開きください。

(1)から(3)は貸主が同一なことから一括して説明いたします。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、札幌市〇〇〇〇番〇〇号、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積50,410㎡ほか2筆、合計畑140,666㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成29年1月1日から平成33年12月31日まで。5、合意解約成立の日、平成31年3月8日。6、解約の理由、合意解約。4ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積46,753㎡ほか2筆、合計畑107,249㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成29年1月1日から平成33年12月31日まで。5、合意解約成立の日、平成31年3月8日。6、解約の理由、合意解約。5ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、(株)〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積 28,310 m²ほか1筆、合計畑 49,763 m²。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成 29 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日まで。5、合意解約成立の日、平成 31 年 3 月 8 日。6、解約の理由、合意解約。

この3件については、議案第 116 号(9)から(14)に関連するもので、賃貸借していた農地について、相続による所有権の移転に伴い、貸主を変更して再度賃貸借するため、期間内解約するものです。

以上賃貸借の解約が成立しているものと考えますのでご審議願います。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程 4、議案第 112 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程致します。(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 竹村委員。

竹村委員 上程になりました議案第 112 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」(1)について説明致します。議案の 7 ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 14,666 m²ほか 33 筆、畑 539,501 m²、採草放牧地 6,323 m²、合計 545,824 m²。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、後継者に使用貸借を再設定するもの。借主、使用貸借を受けて農業経営を行うもの。4、権利を移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。平成 31 年 4 月 1 日から平成 41 年 3 月 31 日。6、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m²。家畜、牛〇〇〇頭。7、見取図については、9 ページから 11 ページのとおりとなっております。この案件につきましては、使用貸借していた農地について、後継者に再度使用貸借の設定をするものであります。別添の調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。
以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 和泉委員。

和泉委員 上程になりました議案第112号(2)について説明致します。

議案の12ページをお開きください。

(2)1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積87,987㎡ほか18筆、畑504,072㎡、採草放牧地23,447㎡、合計527,519㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、後継者に使用貸借を再設定するもの。借主、使用貸借を受けて農業経営を行うもの。4、権利を移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。平成31年4月27日から平成41年4月26日。6、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。7、見取図については、14ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、使用貸借していた農地について、後継者に再度使用貸借の設定をするものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(3)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 田中洋希委員。

田中洋希委員 上程になりました議案第112号(3)について説明致します。

15ページをお開きください。

(3)1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町丸山2丁目22番地、中標津町長 西村穰。

借主、中標津町計根別本通東3丁目17番地1、計根別農業協同組合

代表理事組合長 西塚秀夫。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、原野、現況、畑、面積803,715㎡の内707,000㎡ほか1筆、合計畑1,211,000㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、計根別農業協同組合に賃貸借の再設

定をするもの。借主、再度賃貸借を受けて育成牧場として使用するもの。4、権利を移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成31年4月1日から平成32年3月31日。6、価格。年、605,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況、計根別農業協同組合につき省略。9、見取図につきましては、16ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、賃貸借していた農地を放牧地に使用するため、再度賃貸借の設定をするものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(3)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程5、報告第61号「農地法第4条の規定による許可の取り消しについて」を上程致します。(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 報告第61号「農地法第4条の規定による許可の取消について」(1)について、ご説明申し上げます。議案の70ページをお開きください。
(1) 1、当事者の住所、氏名。
中標津町〇〇〇〇番地〇〇、有限会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積33,744㎡の内14,919㎡ほか1筆、合計畑19,666㎡。3、許可年月日及び許可番号。平成30年8月22日、中農委4第30-2号。4、転用の目的。畜舎等農業用施設建設のため。5、取消の理由。転用計画の中止。
この案件につきましては、平成30年7月26日開催の第13回中標津町農業委員会総会議案第72号(1)で審議された後承認され、平成30年9月26日開催の第15回中標津町農業委員会総会報告第46号(2)で許可の報告をしたものですが、畜産クラスター事業による転用計画が中止となったことから取り消すものです。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

以上で報告を終わります。

日程6、議案第119号「農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業計画変更承認について」を上程致します。

(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 中村委員。

中村委員 上程になりました議案第119号「農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業計画変更承認について」(1)について、ご説明申し上げます。

議案の57ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積27,148㎡ほか2筆、合計畑38,691㎡。3、許可期間。平成30年10月25日から永年。4、変更理由。工事作業員の人員不足及び大規模な地盤改良に伴い、工事期間の延長が必要となったため工期を変更する。5、変更後の事業計画。変更後転用期間、平成31年4月1日～平成32年1月31日。

この案件につきましては、平成30年9月26日開催の第15回中標津町農業委員会総会議案第83号(1)で審議されたのち承認され、平成30年11月27日開催の第17回中標津町農業委員会総会報告第53号(1)で許可の報告をしたものですが、畜産クラスター事業において、工事作業員の人員不足及び地盤改良による工期の延長の必要性から事業期間を変更するものです。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 武田委員。

武田委員 上程になりました議案第119号(2)について、ご説明申し上げます。

議案の58ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、有限会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、原野、現況、畑、面積30,842㎡の内10,899㎡ほか1筆、合計畑30,496㎡。3、許可期間。平成30年8月22日から永年。4、変更理由。工事作業員の人員不足及び大規模な地盤改良に伴い、工事期間の延長が必要となったため工期を変更する。5、変更後の事業計画。変更後転用期間、平成31年4月1日～平成32年1月31日。

この案件につきましては、平成30年7月26日開催の第13回中標津町農業委員会総会議案第72号(6)で審議されたのち承認され、平成30年9月26日開催の第15回中標津町農業委員会総会報告第46号(6)で許可の報告をしたものですが、畜産クラスター事業において、工事作業員の人員不足及び地盤改良による工期の延長の必要性から事業期間を変更するものです。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(3)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 竹村委員。

竹村委員 上程になりました議案第119号(3)について、ご説明申し上げます。
議案の59ページをお開きください。

(3)1、当事者の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積9,796㎡の内5,581㎡ほか1筆、合計畑11,104㎡。3、許可期間。平成30年8月22日から永年。4、変更理由。工事作業員の人員不足及び大規模な地盤改良に伴い、工事期間の延長が必要となったため工期を変更する。5、変更後の事業計画。変更後転用期間、平成31年4月1日～平成32年1月31日

この案件につきましては、平成30年7月26日開催の第13回中標津町農業委員会総会議案第72号(7)で審議されたのち承認され、平成30年9月26日開催の第15回中標津町農業委員会総会報告第46号(7)で許可の報告をしたものですが、畜産クラスター事業において、工事作業員の人員不足及び地盤改良による工期の延長の必要性から事業期間を変更するものです。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(3)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程7、議案第113号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程致

します。

(1) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 田中洋希委員。

田中洋希委員 上程になりました議案第113号「農地法第4条の規定による許可申請について」
(1) について説明いたします。18ページをお開きください。
(1) 1、当事者の住所、氏名。
中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積22,091㎡。3、許可を受けようとする事由。農業用施設建設のため。4、転用期間。平成31年4月25日から永久転用。
5、見取図につきましては、19ページのとおりとなっております。
この案件につきましては、農業用施設を建設するため申請があったものです。経営規模拡大のため、畜舎等の建設にあたり、計画する施設規模から、現有施設用地内では不足する状況となったため、農地転用して建設するものであります。申請面積については、22,091㎡で、平成30年10月22日に第5地区推進班において現地確認を行ったところ、申請地については作業道路、既存農業用施設に隣接しており、利便性を考慮すると代替地は他にないことから、別添の農地法第4条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり、北海道農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって、本案は原案のとおり、意見聴取致します。
日程8、報告第58号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。
(1) について、内容を地区推進班から報告願います。
(挙手あり) 氏家委員。

氏家委員 報告第58号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」
(1) について説明いたします。61ページをお開きください。
(1) 1、届出人の住所、氏名。
野付郡別海町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇。
2、許可年月日、許可番号。平成30年7月25日付、中農委5第30-2号。3、許可地の所在。中標津町〇〇〇〇番〇〇。4、転用目的、砂利採取。5、事業計画の期

間、平成30年7月26日から平成31年7月25日まで。6、事業完了年月日、平成31年3月5日。

7、完了検査年月日につきましては、平成31年3月8日に工事完了の報告を受けておりますが、積雪のため現地調査をせず、同日付で、完了報告の写真にて確認したところです。なお、現地については雪解け後に再確認する予定です。

以上報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

以上で事業完了届についての報告を終わります。

日程9、議案第114号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程致します。

(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 國光委員。

國光委員 上程になりました、議案第114号「農地法第5条の規定による許可申請について」

(1)について説明いたします。21ページをお開きください。

(1)1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、野付郡別海町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇。

2、許可を受けようとする土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、牧場、現況、採草放牧地、面積18,916㎡の内17,140㎡ほか1筆、合計採草放牧地17,998㎡。3、許可を受けようとする事由。砂利採取のため。4、転用の期間。平成31年5月7日から平成32年5月6日。5、権利の種類。賃貸借権。6、採取量。砂利31,971㎡。7、最大切深。3.30m。

8、見取図につきましては、22ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、砂利採取のため申請があったものです。平成30年5月からの継続で砂利採取を行なおうとするもので、当該農地分に係る申請面積は17,998㎡となっております。積雪のため現地調査をせず、申請書の資料にて確認したところですが、建設工事に必要な資源採取のための一時転用であり、採取後は隣接する山林が農地としての利用が可能となることから、別添の農地法第5条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。なお、現地については雪解け後に再確認する予定です。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(2) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 氏家委員。

氏家委員 上程になりました、議案第114号(2)について説明いたします。
23ページをお開きください。
(2) 1、当事者の住所、氏名。
貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、有限会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。
借主、野付郡別海町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇。
2、許可を受けようとする土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 30,990 m²の内 17,746 m²。3、許可を受けようとする事由。砂利採取のため。4、転用の期間。平成31年4月26日から平成32年4月25日。5、権利の種類。賃貸借権。6、採取量。砂利 10,194 m³。7、最大切深。4.35m。
8、見取図につきましては、24ページのとおりとなっております。
この案件につきましては、平成30年7月からの継続で、砂利採取事業を行なおうとするもので、当該農地分に係る申請面積は17,746 m²となっております。
平成30年10月22日に第4地区推進班で現地確認を行い、建設工事に必要な資源採取のための一時転用であり、埋め戻し用の資材の確保もされていることから、別添の農地法第5条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。
以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。
本案は原案のとおり、北海道農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって、本案は原案のとおり意見聴取致します。
日程10、議案第115号「現況証明願いについて」を上程致します。
(1) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 國光委員。

國光委員 上程になりました、議案第115号「現況証明願いについて」(1)について説明いたします。26ページをお開きください。
(1) 1、申請人の住所、氏名。
野付郡別海町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇株式会社、代表取締役 〇〇〇〇。
2、土地の表示、〇〇〇〇番〇〇、公簿、牧場、面積 22,519 m²、現況、農地・採草放牧地以外、利用状況、原野。3、申請の理由、砂利採取計画認可申請のため。

4、見取図は27ページのとおりです。

この案件につきましては、砂利採取計画認可申請のため申請があったものです。対象地は農業振興地域内の農用地区域となっております。平成30年3月28日に農地委員会及び第2地区推進班で確認しております。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程11、議案第116号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。

(1)から(8)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 中村委員。

中村委員 上程になりました議案第116号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1)から(8)について説明いたします。議案の29ページをお開きください。

(1)1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、中標津町丸山2丁目22番地、中標津町長、西村穰。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積482,353㎡の内65,000㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成31年4月1日から平成32年3月31日まで。6、価格、年130,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は37ページのとおりです。

なお(2)から(8)につきましても、貸主が同一であり、見取図につきましても37ページ、38ページのとおりでありますので、貸主の氏名等省略し、一括して説明いたします。30ページをお開きください。

(2)1、当事者の住所、氏名、年令。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積482,353の内68,000㎡、

利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成31年4月1日から平成32年3月31日まで。6、価格、年136,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。31ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年令。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積600,097㎡の内52,000㎡ほか1筆、合計畑99,000㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成31年4月1日から平成32年3月31日まで。6、価格、年198,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、乳牛〇〇〇頭、肉牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。32ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年令。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積600,097㎡の内143,000㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成31年4月1日から平成32年3月31日まで。6、価格、年286,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。33ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名、年令。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積192,274㎡の内76,000㎡ほか1筆、合計畑176,000㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成31年4月1日から平成32年3月31日まで。6、価格、年292,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。34ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名、年令。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、有限会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積192,274㎡の内83,000㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成31年4月1日から平成32年3月31日まで。6、価格、年166,000円。7、資金調達方法、自己資金。

8、借主の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。35ページをお開きください。

(7) 1、当事者の住所、氏名、年令。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積482,353㎡の内165,000㎡ほか1筆、合計畑339,000㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。

4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成31年4月1日から平成32年3月31日まで。6、価格、年678,000円。

7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。36ページをお開きください。

(8) 1、当事者の住所、氏名、年令。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、有限会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積482,353㎡の内46,000㎡ほか1筆、合計畑183,000㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。

貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成31年4月1日から平成32年3月31日まで。6、価格、年366,000円。7、

資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

以上の8件につきましては、1年ごとの賃貸借契約期間満了に伴い、再設定するものであり、別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)から(8)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(9)から(14)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 上程になりました、議案第116号(9)から(14)について説明いたします。39ページをお開きください。

(9) 1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、札幌市〇〇〇〇番〇〇号、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積50,410㎡ほか1筆、合計畑97,410㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、

又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成31年4

月1日から平成34年3月31日まで。6、価格、年327,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は43ページのとおりです。

なお、(10)(11)につきましても、貸主が同一であり、見取図につきましても42ページ、43ページのとおりでありますので、貸主の氏名等を省略し、一括して説明いたします。40ページをお開きください。

(10)1、当事者の住所、氏名、年令。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積87,753㎡の内13,900㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成31年4月1日から平成34年3月31日まで。6、価格、年13,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。41ページをお開きください。

(11)1、当事者の住所、氏名、年令。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿山林、現況畑、面積28,310㎡の内25,900㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成31年4月1日から平成34年3月31日まで。6、価格、年95,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

この3件につきましては、賃貸借していた農地が相続により、所有権移転されたことから、賃貸借を再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

44ページをお開きください。

(12)1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、群馬県〇〇〇〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積49,256㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成31年4月1日から平成34年3月31日まで。6、価格、年167,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は47ページのとおりです。

なお、(13)(14)につきましても、貸主が同一であり、見取図につきましても47ページのとおりでありますので、貸主の氏名等を省略し、一括して説明いたし

ます。45ページをお開きください。

(13) 1、当事者の住所、氏名、年令。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積49,972㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成31年4月1日から平成34年3月31日まで。6、価格、年185,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。46ページをお開きください。

(14) 1、当事者の住所、氏名、年令。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積21,453㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成31年4月1日から平成34年3月31日まで。6、価格、年79,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

この3件につきましては、賃貸借していた農地が相続により、所有権移転されたことから、貸主を変更して賃貸借を再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(9)から(14)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(15)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 武田委員。

武田委員 上程になりました、議案第116号(15)について説明いたします。

48ページをお開きください。

(15) 1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積93,403㎡ほか3筆、合計畑191,889㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成31年4月1日から平成32年3月31日まで。6、価格、年647,500円。7、資金調達

方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は49ページのとおりです。

この案件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(15)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(16)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 田中洋希委員。

田中洋希委員 上程になりました、議案第116号(16)について説明いたします。50ページをお開きください。

(16)1、当事者の住所、氏名、年令、職業。

貸主、中標津町計根別本通東3丁目17番地1、計根別農業協同組合、代表理事組合長 西塚秀夫。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、有限会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿原野、現況畑、面積444,303㎡の内40,000㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成31年4月1日から平成36年3月31日まで。6、価格、年80,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は51ページのとおりです。

この案件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(16)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

議案第116号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程12、報告第59号「農地委員会開催報告について」を議題に供します。
内容を委員長から報告願います。
(挙手あり) 中村委員長

中村委員長 平成31年2月13日役場1・2号委員会室において、農地委員会を開催し審議を行ったので、中標津町農業委員会会議規則第23条の規定によりその結果を報告します。

審議内容。

1、平成31年度中標津町農地移動適正化あっせん価格について。

中標津町農地移動適正化あっせん価格については、毎年農地委員会の検討結果に基づき総会において審議し、その年度の価格を決定しております。この度、平成31年度中標津町農地移動適正化あっせん価格について協議し、次のとおり結論を得ております。

協議結果。

本町における平成30年1月から12月の売買事例では、ha当り80万円で取引引きされた事例はありません。最も多く取引引きされた事例は、50万円未満を除き、ha当り70万円から75万円未満で全体の23.3%、次に多く取引された事例は65万円から70万円未満が13.7%で合わせると37%となっております。平均単価は、平成23年から平成28年まで5年連続の下落が続いておりましたが、平成29年は、64万5千円、対前年比では2万6千円高い価格となりました。平成30年は64万円と対前年比▲5千円下落となっております。

近年では、地区毎に農地価格の変動が出てきていますが、当農業委員会の「農地あっせん事業」において不調となった事例はなく、農地流動化は順調に推移しております。本上限価格については、農業を取り巻く情勢は不透明であることから、現在の農地価格を見直す判断は困難であります。今後において、その情勢が明らかとなった場合には、対応が必要となる事もあると想定されますが、現状価格を見直すことは、農家自体の資産価値が変化することとなり、今後の経営への影響が懸念されます。以上検討の結果、今後も地区毎に農地価格に差が出ることは考えられるが、順調に農地集積が行われ、生産意欲の向上及び農業経営の安定が必要であることから、平成31年度中標津町農地移動適正化あっせん価格について、その上限価格を現行どおりのヘクタール当たり80万円が適正価格であるとの意見で一致したものであります。

2、下限面積（別段の面積）設定について。

下限面積は、農地法第3条第2項第5号の規定により各農業委員会で設定できることとなっておりますが、平成31年度の下限面積について協議の結果、次のとおり結論を得ております。また、毎年下限面積の設定又は修正の必要性について審議することとなっておりますが、毎年これを行う旨の通知が廃止されたことから、今後は、必要性が生じた時に下限面積の設定又は修正について検討するものとししました。

協議結果。

1、農地法施行規則第17条第1項に基づく検討。

「設定区域は自然的経済的条件からみて営農条件がおおむね同一と認められる地域であること。」と規定されており、本町の設定区域は町内全域が妥当と思われる。

2015農林業センサスで本町における農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供している者のうち経営面積が農地法第3条第2項第5号で定める下限面積2ha（北海道）に達しない者は380経営体のうち3経営体と全体の0.7%であり農地法施行規則第17条第1項第3号で定める設定基準である40%を下回っている。

2、農地法施行規則第17条第2項に基づく検討。

「当該設定区域内に現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地その他その適正な利用を図る必要がある農地が相当程度存在すること。」と規定されているが、農地法第30条の規定に基づく利用状況調査の結果、本町の遊休農地率は0.03%と農地の遊休化が低い状況である。

これらを踏まえ、平成31年度も別段の面積は設定する必要はないと結論したところであります。以上、農地委員会の開催報告とする。

議長 報告が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

以上で農地委員会の報告を終わります。

日程13、議案第117号「平成31年度中標津町農地移動適正化あっせん価格について」を上程いたします。提案内容を事務局から説明願います。

(挙手あり) 農地係長。

農地係長 上程になりました議案第117号「平成31年度中標津町農地移動適正化あっせん価格について」ご説明致します。53ページをお開きください。

平成31年度中標津町農地移動適正化あっせん価格について、次のとおりとする。

1ha当り上限80万円。

この案件につきましては、報告第59号にて中村農地委員長から説明がありましたとおり、上限価格を現行の80万円で据え置くことで意見の一致をみております。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程14、議案第118号「農地法第3条第2項第5号の規定による農業委員会が定める別段の面積（下限面積）について」を上程致します。
提案内容を事務局から説明願います。
（挙手あり） 農地係長。

農地係長 上程になりました、議案第118号「農地法第3条第2項第5号の規定による農業委員会が定める別段の面積」について提案理由のご説明を申し上げます。
55ページをお開きください。
下限面積は、農地法第3条第2項第5号の規定により各農業委員会で設定できることとなっており、先の農地委員会により協議し結論を得、現行の下限面積2haの変更は行わないものであります。理由といたしましては、（1）農地法施行規則第17条第1項第3号の適用によります、別段の面積未滿となる農家数の制限と（2）農地法施行規則第17条第2項第1号の適用によります遊休農地割合の状況を勘案し変更しないとしたものであります。なお、毎年下限面積の設定又は修正の必要性について審議することを規定した、農林水産省が定める「農業委員会の適正な事務実施について」の通知が廃止されたことから、今後は、必要性が生じた時に下限面積の設定又は修正について検討するものとししました。以上で提案理由の説明とさせていただきます。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

（全委員） 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（全委員） 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程15、報告第60号「農政委員会開催報告について」を議題に供します。
内容を委員長から報告願います。
（挙手あり） 氏家委員長

氏家委員長 平成31年2月26日役場3・4号委員会室において、農政委員会を開催し審議を行ったので、中標津町農業委員会会議規則第23条の規定により結果を報告します。
審議内容。
1、2020年度農業施策と予算に関する要望意見の検討について。
本年5月27日の全国農業委員会会長大会に併せて行われる、北海道選出国議員

に対する要請活動における要望・意見の集約を根室地方農業委員会連合会が行っており、本農業委員会の要望・意見を求められているものであります。

協議結果。

本農業委員会としては、以下の4項目を要望・意見とする結論となったところであります。

(1) 農業・農産物の貿易を含む他国との協定等交渉内容において、政府は国民に対する十分な情報提供を行い、国会で審議する際にはその審議過程での真摯な対応をすすめ、国民が確実に納得できる結論を得ること。

さらに、これらの結果によって本道農業と地域社会の持続的発展に支障を及ぼすことが引き起こされないよう万全の措置をとり、定期的に検証をすすめ、必要な対策を機敏に樹立すること。

(2) 離農者の廃屋の解体撤去、非農地の処分を含めた基盤整備への支援制度を創設すること。

(3) 農業経営の安定化と耕作放棄の未然防止を図るため、賃貸借への支援が中心で全国一律の仕組みとなっている現行の農地集積対策を見直し、担い手への所有権移転による農地集積の促進が重要であることを政策上の課題と位置づけ、売買による農地集積への支援や非農家から担い手への所有権移転を促進する施策を導入すること。

(4) 離農時にあっせん等により所有権移転した場合の譲渡所得特別控除の増額、又は長期賃貸借後における所有権移転の場合の譲渡所得特別控除額の減額等、売買時期により控除額に差が生じる事を要望する。

2、平成31年度中標津町農業委員会総会開催日程について

本農業委員会の平成31年度総会日程について協議した結果、次のとおり結論を得ております。

協議結果。

総会は昨年同様に月1回、年12回の開催とし、4月から12月までは午前10時30分から、1月から3月までは午後1時30分からの開催といたします。

以上、農政委員会の開催報告とする。

議長 報告が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。以上で農政委員会の報告を終わります。以上で、本総会に提出されました議案の審議はすべて終了致しました。これをもちまして、第21回総会を閉会致します。ご苦労さまでした。

(閉会 13時58分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成31年3月22日

会 長 本 田 信 幸

1 4 番 小 林 亨

1 5 番 中 村 正 生